

宇部市健康づくりキャラクター
「ゲンキー」

宇部市 健康づくり推進条例

ができました

平成27年4月1日施行

【条例の基本理念】

一人ひとりの
主体的な健康
づくりの取組

社会環境の整備と
住民運動としての
取組の推進

関係者の
みんなで
協働・連携



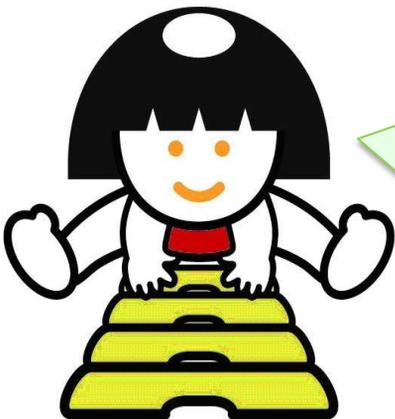
「健康づくり」は個人の努力だけではなく、社会共通の課題として個人を支える環境づくりを進める必要があります。

宇部市では、市の責務や市民、事業者、健康づくり関係団体等それぞれの役割を明らかにし、協働・連携して積極的に健康づくりを推進することで、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちづくりの実現を目指して、この条例を平成26年12月に制定しました。



緑と花と彫刻のまち

宇部市



市の責務とそれぞれの役割です。
個人の健康づくりを地域社会全体
で支えましょう。



地域コミュニティ

地域の特色を生かした健康
づくり活動の推進



市

健康づくりのための施策及び
環境整備を総合的かつ計画的
に実施



保健医療福祉関係者

- 保有する資源等の提供に協力
- 市民の適切なサービス利用への配慮
- 健康づくりに関する普及・啓発

協働・連携

それぞれが、他の関係団体等
の健康づくりの活動に協力

市民

か
ん
ば
ら
う
!

- 健康づくりに関心を持ち理解する！
- 検診などで自分の健康状態を知る！

- 自分に合った健康づくりを実践する！
- 地域、職場等の健康づくりの活動に参加する！

事業者

従業員の健診受診等の促進
や健康に配慮した職場環境
の整備

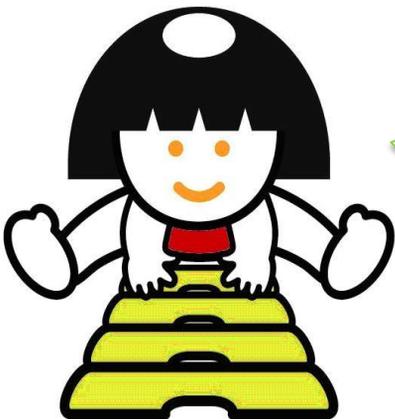
市民活動団体

自らの活動の機会を通じた
健康づくり活動の推進

教育機関等

- 保有する資源等の提供に協力
- 関係団体との連携及び協働により幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進
- 情報及び技術の普及啓発





健康づくりのために**市**が行う
活動指針の柱と施策です。

具体的な取組については、
今後、「健康づくり計画」に反映していきます。

健康づくりの活動指針

心身の**健康づくり**

心とからだの健康づくりに
関する活動をすすめます。



- 身体活動・運動
- 栄養・食生活
- 心の健康づくり
- 歯・口腔の健康づくり
- 保健指導、健康診断、
がん検診等の疾病対策
- たばこ、アルコール、
薬物防止対策
- 地域資源を活用した健康づくり



健康に配慮した**まちづくり**

健康づくりに取り組み
やすい環境を整えます。



- 運動の習慣化を促進する環境の整備
- 安心安全な食材等の提供など
健康に配慮した食環境の整備
- 地域交流、社会参加ができる
仕組みづくりと環境の整備
- 住環境、生活環境、交通環境の整備



ひとづくり

健康づくりを担う人材の
育成及び活用をすすめます。

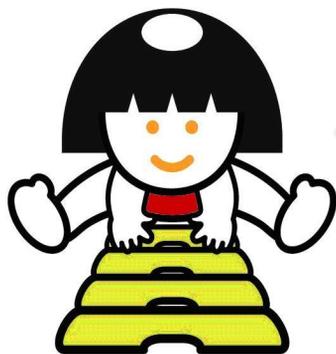


- 専門的な知識及び技術を有する者
- 活動を自主的に展開できる指導者
- ボランティア

【健康づくりの環境整備】

- 活動を行う団体等への支援
- 学習の場の提供
- 情報の収集・提供
- 活動参加への促進・奨励





条例の構成を紹介します。

条例の全文は、[宇部市のホームページ](#)でご覧いただけます。

宇部市健康づくり推進条例

《条例前文》

健康は、人々の元気と安心の源であり、希望あふれる社会の礎であって、健康を維持し、又は向上させることで生活の質を高めることは、市民共通の願いです。

本市では、平成16年に健康寿命の延伸を目的とした宇部市健康づくり計画「アクティブライフ宇部」を策定した上で、これまでも協力団体と連携し、官民協働で健康づくり事業に取り組みながら、計画を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行する長寿社会において、本市でも、平均寿命は伸びているものの、生活習慣病の増加やその重症化等を起因として要介護状態となる市民は増加傾向にあります。

そこで、今後は市民の健康度をさらに高めていくことが重要となります。全ての市民が健康に関心を持ち、必要な知識等を身に付け、健康づくりに努めるとともに、産・官・学・民の推進体制を発展させながら、ひとづくり、まちづくりの視点を踏まえた地域社会全体の取組を推進していくことが必要です。

こうしたことから、この条例を制定し、市民一人ひとりの健康づくりが生活の中で習慣化し、家庭や地域社会に広がり、次世代に伝えていく「健康文化」のあるまちづくりを推進していきます。

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民の役割
- 第6条 地域コミュニティの役割
- 第7条 市民活動団体の役割
- 第8条 教育機関等の役割
- 第9条 事業者の役割
- 第10条 保健医療福祉関係者の役割

第2章 健康づくりの活動指針等

- 第11条 健康づくりの活動指針
- 第12条 心身の健康づくりの推進に関する施策
- 第13条 健康に配慮したまちづくりの推進に関する施策
- 第14条 人材の育成及び活用

第3章 健康づくり推進審議会

- 第15条 健康づくり推進審議会の設置

第4章 雑則

- 第16条 その他

附 則

平成27年1月

〔発行者〕 宇部市

〔編集〕 宇部市健康福祉部健康推進課（宇部市保健センター）

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目1番10号

TEL 0836-31-1777 FAX 0836-35-6533

メール hose@city.ube.yamaguchi.jp <http://www.city.ube.yamaguchi.jp/>

元気と
ポイントを
ゲット！



はつらつポイント制度 参加者募集中！

健康づくりのための活動に参加するとポイントが付与されます。
ポイントは換金でき、寄付することもできます。

